



C.O.遺族闘争については、本年1月早々より7級の障害認定をめくり、今後どう闘っていくかについて徹底した大衆討議を行ない、三池労組としての方針を決定しました。その方針に基づき、三井鉱山と政府に対して要求書を出すとともに、11分会との交流、キャラバン隊の行動、市や監督署・基準局などに対して要請行動などを行なうとともに、対政府・対労働省交渉をはじめ、統一地方選挙もC.O.遺族の一環としてとり組み、3回にわたって上京団を送るなど活発な諸行動を行なうとともに、山元では春闘と併せてC.O.遺族闘争も48時間のストライキ、1カ月以上の座り込み、50名によるハンストを行ない、大地評、荒地評、市民に対するアピール行動も行なってきました。このような行動の中で、中央交渉を積極的に進め、7月2日には労働省と阿具根参議が別紙の通りメモを確認し合ひ、午後2時に労働省は障害等級の認定を発表しました。また、三井鉱山との交渉も7月6日、当面する諸問題について(基本的事項は対立)了解点に達し、別項の協定にもとづき妥結しました。(写真はハンスト)

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合及び三池炭鉱労働組合とは昭和四十三年一月十二日付三川鉱山による一酸化炭素中毒患者の取扱に関する協定書(以下、協定書)に基づき、諸般の情勢を勘案し左記の通り補正する覚を取り交わす。

一、協定書記三の二及び記七の二の入院見舞金について金額を次の通り改訂し、昭和四十六年七月一日より実施する。

一、一度の入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

二、宮島、受川両氏については二〇、〇〇〇円(税込)とする。

三、一度以下の入院患者 月額 九、〇〇〇円(税込)

四、入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

五、協定書記四の(3)の配置転換料の支給について尚書に定める条件に拘らず、障害等級九級以下に決定した者についても等級決定後六ヶ月以内に転換する場合に之を準用する。

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合及び三池炭鉱労働組合とは昭和四十三年一月十二日付三川鉱山による一酸化炭素中毒患者の取扱に関する協定書(以下、協定書)に基づき、諸般の情勢を勘案し左記の通り補正する覚を取り交わす。

一、協定書記三の二及び記七の二の入院見舞金について金額を次の通り改訂し、昭和四十六年七月一日より実施する。

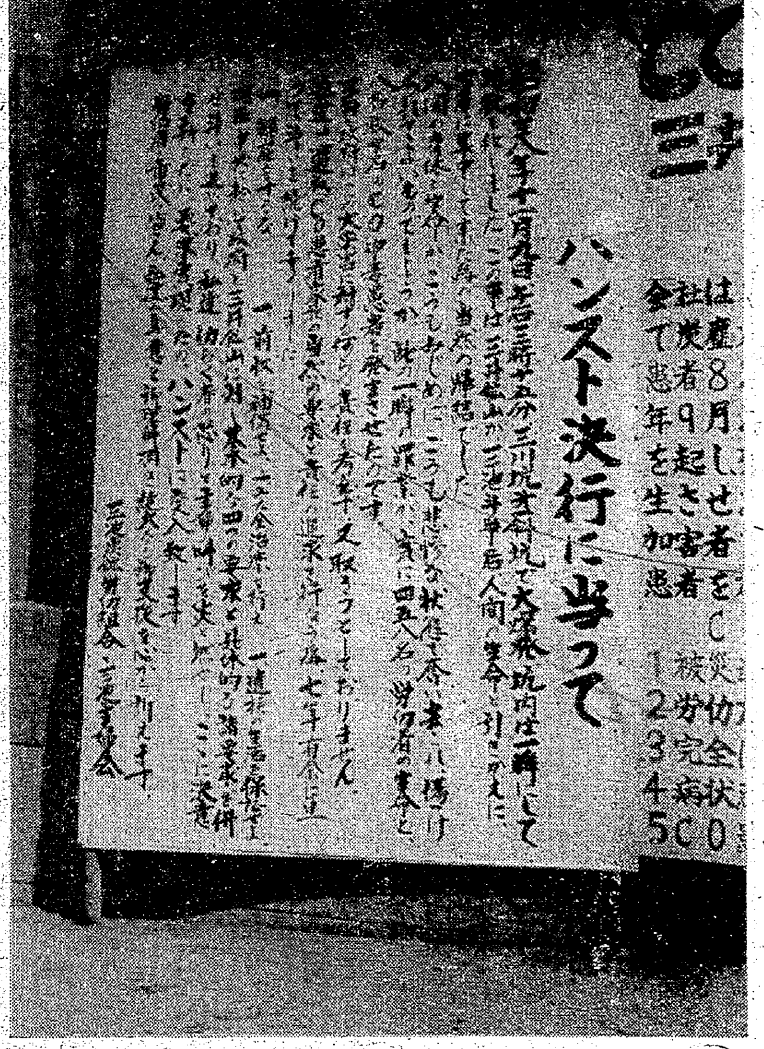
一、一度の入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

二、宮島、受川両氏については二〇、〇〇〇円(税込)とする。

三、一度以下の入院患者 月額 九、〇〇〇円(税込)

四、入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

五、協定書記四の(3)の配置転換料の支給について尚書に定める条件に拘らず、障害等級九級以下に決定した者についても等級決定後六ヶ月以内に転換する場合に之を準用する。



組合員・主婦会員50人がハンスト突入にあたって行つた宣言。今後も、政府・資本の態度いかんで、三池の怒りが爆発するだろう。

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合及び三池炭鉱労働組合とは昭和四十三年一月十二日付協定書記一の長期傷病補償給付決定者の解雇に関する同日付議事確認を左記の通り改訂する。

記

当分の間とは字句通りとするが、昭和四十六年七月五日以降三年以内ではない。

解雇のときは、その時点で組合と協議する。

一、三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合及び三池炭鉱労働組合とは、三池炭鉱所の鉱員末手当について、昭和四十六年夏支給の期末手当に関しては、長期傷病補償

窮者の扶助手当について、最高限度額を二〇、〇〇〇円(税込)に改める。

三、協定書記二の二の両工場勤務者の扶助手当について額を出動一日当り四〇〇円(税込)に改める。

四、協定書記二の二の尚書に定める休業見舞金について、次の通り改める。

「なお、本人が業務上または業務外の傷病により三ヶ月継続して休業した場合は一九、五〇〇円(税込)を三ヶ月毎に休業見舞金として支給する。但し、休業が継続して二ヶ月に達した場合は一三、〇〇〇円(税込)を内渡しすることができ、」

五、右記にない四の実施は昭和四十六年七月一日よりとする。

六、協定書記三に定める福利厚生

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合及び三池炭鉱労働組合とは昭和四十三年一月十二日付協定書記一の長期傷病補償給付決定者の解雇に関する同日付議事確認を左記の通り改訂する。

記

一、アフターケアの取扱いは、職場に復帰した者で労働者が行なうアフターケアを受ける場合について、坑外造成職場勤務者は所定の手続きを行なった場合、労働者の決定の範囲内で就業時間中に診察、指導を受ける便宜を供与する。

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合及び三池炭鉱労働組合とは昭和四十三年一月十二日付協定書記一の長期傷病補償給付決定者の解雇に関する同日付議事確認を左記の通り改訂する。

記

二、三天堂病院及び玉名運沢病院より労災病院に転院する者の取扱いは、三池炭鉱労働組合と三池炭鉱労働組合との間で、昭和四十三年十一月九日の三川鉱山による一酸化炭素中毒被災者の取扱に関する昭和四十三年一月十二日付協定書ならびに昭和四十六年七月五日付覚の実施について、次の通り確認する。

一、アフターケアの取扱いは、職場に復帰した者で労働者が行なうアフターケアを受ける場合について、坑外造成職場勤務者は所定の手続きを行なった場合、労働者の決定の範囲内で就業時間中に診察、指導を受ける便宜を供与する。

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合及び三池炭鉱労働組合とは昭和四十三年一月十二日付協定書記一の長期傷病補償給付決定者の解雇に関する同日付議事確認を左記の通り改訂する。

記

二、三天堂病院及び玉名運沢病院より労災病院に転院する者の取扱いは、三池炭鉱労働組合と三池炭鉱労働組合との間で、昭和四十三年十一月九日の三川鉱山による一酸化炭素中毒被災者の取扱に関する昭和四十三年一月十二日付協定書ならびに昭和四十六年七月五日付覚の実施について、次の通り確認する。

一、アフターケアの取扱いは、職場に復帰した者で労働者が行なうアフターケアを受ける場合について、坑外造成職場勤務者は所定の手続きを行なった場合、労働者の決定の範囲内で就業時間中に診察、指導を受ける便宜を供与する。

基本要球で闘い続行

C.O.遺族闘争、協定内容

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合及び三池炭鉱労働組合とは昭和四十三年一月十二日付三川鉱山による一酸化炭素中毒患者の取扱に関する協定書(以下、協定書)に基づき、諸般の情勢を勘案し左記の通り補正する覚を取り交わす。

一、協定書記三の二及び記七の二の入院見舞金について金額を次の通り改訂し、昭和四十六年七月一日より実施する。

一、一度の入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

二、宮島、受川両氏については二〇、〇〇〇円(税込)とする。

三、一度以下の入院患者 月額 九、〇〇〇円(税込)

四、入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

五、協定書記四の(3)の配置転換料の支給について尚書に定める条件に拘らず、障害等級九級以下に決定した者についても等級決定後六ヶ月以内に転換する場合に之を準用する。

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合及び三池炭鉱労働組合とは昭和四十三年一月十二日付三川鉱山による一酸化炭素中毒患者の取扱に関する協定書(以下、協定書)に基づき、諸般の情勢を勘案し左記の通り補正する覚を取り交わす。

一、協定書記三の二及び記七の二の入院見舞金について金額を次の通り改訂し、昭和四十六年七月一日より実施する。

一、一度の入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

二、宮島、受川両氏については二〇、〇〇〇円(税込)とする。

三、一度以下の入院患者 月額 九、〇〇〇円(税込)

四、入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

五、協定書記四の(3)の配置転換料の支給について尚書に定める条件に拘らず、障害等級九級以下に決定した者についても等級決定後六ヶ月以内に転換する場合に之を準用する。

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合及び三池炭鉱労働組合とは昭和四十三年一月十二日付三川鉱山による一酸化炭素中毒患者の取扱に関する協定書(以下、協定書)に基づき、諸般の情勢を勘案し左記の通り補正する覚を取り交わす。

一、協定書記三の二及び記七の二の入院見舞金について金額を次の通り改訂し、昭和四十六年七月一日より実施する。

一、一度の入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

二、宮島、受川両氏については二〇、〇〇〇円(税込)とする。

三、一度以下の入院患者 月額 九、〇〇〇円(税込)

四、入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

五、協定書記四の(3)の配置転換料の支給について尚書に定める条件に拘らず、障害等級九級以下に決定した者についても等級決定後六ヶ月以内に転換する場合に之を準用する。

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合及び三池炭鉱労働組合とは昭和四十三年一月十二日付三川鉱山による一酸化炭素中毒患者の取扱に関する協定書(以下、協定書)に基づき、諸般の情勢を勘案し左記の通り補正する覚を取り交わす。

一、協定書記三の二及び記七の二の入院見舞金について金額を次の通り改訂し、昭和四十六年七月一日より実施する。

一、一度の入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

二、宮島、受川両氏については二〇、〇〇〇円(税込)とする。

三、一度以下の入院患者 月額 九、〇〇〇円(税込)

四、入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

五、協定書記四の(3)の配置転換料の支給について尚書に定める条件に拘らず、障害等級九級以下に決定した者についても等級決定後六ヶ月以内に転換する場合に之を準用する。

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合及び三池炭鉱労働組合とは昭和四十三年一月十二日付三川鉱山による一酸化炭素中毒患者の取扱に関する協定書(以下、協定書)に基づき、諸般の情勢を勘案し左記の通り補正する覚を取り交わす。

一、協定書記三の二及び記七の二の入院見舞金について金額を次の通り改訂し、昭和四十六年七月一日より実施する。

一、一度の入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

二、宮島、受川両氏については二〇、〇〇〇円(税込)とする。

三、一度以下の入院患者 月額 九、〇〇〇円(税込)

四、入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

五、協定書記四の(3)の配置転換料の支給について尚書に定める条件に拘らず、障害等級九級以下に決定した者についても等級決定後六ヶ月以内に転換する場合に之を準用する。

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合及び三池炭鉱労働組合とは昭和四十三年一月十二日付三川鉱山による一酸化炭素中毒患者の取扱に関する協定書(以下、協定書)に基づき、諸般の情勢を勘案し左記の通り補正する覚を取り交わす。

一、協定書記三の二及び記七の二の入院見舞金について金額を次の通り改訂し、昭和四十六年七月一日より実施する。

一、一度の入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

二、宮島、受川両氏については二〇、〇〇〇円(税込)とする。

三、一度以下の入院患者 月額 九、〇〇〇円(税込)

四、入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

五、協定書記四の(3)の配置転換料の支給について尚書に定める条件に拘らず、障害等級九級以下に決定した者についても等級決定後六ヶ月以内に転換する場合に之を準用する。

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合及び三池炭鉱労働組合とは昭和四十三年一月十二日付三川鉱山による一酸化炭素中毒患者の取扱に関する協定書(以下、協定書)に基づき、諸般の情勢を勘案し左記の通り補正する覚を取り交わす。

一、協定書記三の二及び記七の二の入院見舞金について金額を次の通り改訂し、昭和四十六年七月一日より実施する。

一、一度の入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

二、宮島、受川両氏については二〇、〇〇〇円(税込)とする。

三、一度以下の入院患者 月額 九、〇〇〇円(税込)

四、入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

五、協定書記四の(3)の配置転換料の支給について尚書に定める条件に拘らず、障害等級九級以下に決定した者についても等級決定後六ヶ月以内に転換する場合に之を準用する。

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合及び三池炭鉱労働組合とは昭和四十三年一月十二日付三川鉱山による一酸化炭素中毒患者の取扱に関する協定書(以下、協定書)に基づき、諸般の情勢を勘案し左記の通り補正する覚を取り交わす。

一、協定書記三の二及び記七の二の入院見舞金について金額を次の通り改訂し、昭和四十六年七月一日より実施する。

一、一度の入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

二、宮島、受川両氏については二〇、〇〇〇円(税込)とする。

三、一度以下の入院患者 月額 九、〇〇〇円(税込)

四、入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

五、協定書記四の(3)の配置転換料の支給について尚書に定める条件に拘らず、障害等級九級以下に決定した者についても等級決定後六ヶ月以内に転換する場合に之を準用する。

三井鉱山株式会社と日本炭鉱労働組合及び三池炭鉱労働組合とは昭和四十三年一月十二日付三川鉱山による一酸化炭素中毒患者の取扱に関する協定書(以下、協定書)に基づき、諸般の情勢を勘案し左記の通り補正する覚を取り交わす。

一、協定書記三の二及び記七の二の入院見舞金について金額を次の通り改訂し、昭和四十六年七月一日より実施する。

一、一度の入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

二、宮島、受川両氏については二〇、〇〇〇円(税込)とする。

三、一度以下の入院患者 月額 九、〇〇〇円(税込)

四、入院患者 月額 一五、〇〇〇円(税込)

五、協定書記四の(3)の配置転換料の支給について尚書に定める条件に拘らず、障害等級九級以下に決定した者についても等級決定後六ヶ月以内に転換する場合に之を準用する。

宮浦合理化に抗議

組合、全山スト突入

三池労組はきたる十九日、全山ストライキに突入して、宮浦に強制配転を押しつける三井鉱山の合理化攻撃に反対し、また抗議する。

こんどのストライキは各方面坑進工への職名変更を押しつけ、労働条件をひきさげることを行行した。これは合理化を、働く者に一方的に押しつけるものだと、こんどのストライキによる抗議となったのである。

三井鉱山はこんど宮浦にシールド自走機を導入したが、それによって会社は、三池労組の反対を押し切り、これまで採炭工として働いてきた人々に対し、掘

この事態に対して、指令は指摘している。「われわれは宮浦鉱における今回の強制配転を今後の三池炭鉱における合理化の端緒としてとらえ、反合理化闘争を強化していかねばならない」と。

なお、今回会社が配転を強行するのは採炭工の七十三人(うち三十二人が三池労組員)、すべて掘進工とされてしまうわけで、賃金その他の労働条件の引下げは歴然としている。もはや三井が求める合理化は、三池労組員と新労組員との区別などいよいよ消しとんでしまった。

議事経過

(右に同じ)

一、豊田明吉氏の退職期日は、昭和四十六年七月十五日とする。

二、三天堂病院及び万田回復指導所に対する用具・備品などの補助は、今後も継続する。

三、昭和四十二年十二月三十一日付を以て停年退職した者の福利施設の利用については、昭和四十六年六月分までとする。

四、坑外造成職場勤務者のアフターケアの回数、週一回限りとする。

なお、坑内常一労働者については本人の希望する場合月一回期日を定め、昇抗後アフターケアを受けられるよう措置する